

9 島根県立大学人間文化学部留学規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 161 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 25 条に規定する留学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(留学の許可)

第 2 条 留学は、次に掲げる要件を満たす場合に、教務委員会及び教授会の議を経て学長が許可する。

- (1) 留学しようとする海外の大学及び短期大学（以下「留学先大学等」という。）の授業内容が、本学の教育目的に照らし有益と認められること。
- (2) 留学先大学等で、単位を取得できる身分を有するものであること。
- (3) 留学先大学等での学習時間及び取得する予定の単位数が、留学期間を本学での在学期間に算入するに足る十分なものと認められること。
- (4) 留学開始までに本学に 1 年以上在学し、学則第 37 条に規定する卒業に必要な単位数を 30 単位以上取得する見込みがあること。

2 留学先大学等と本学が、留学に関して協定書等を締結している場合にあっては、前項の規定にかかわらず、留学について許可することができる。

(申請)

第 3 条 留学の許可を受けようとする者は、島根県立大学人間文化学部学生通則第 10 条に定める留学願に、次に掲げる書類を添付して、留学しようとする月の 6 ヶ月前（前条第 2 項に規定する大学間で協定書等を締結している大学（以下「締結大学」という。）に留学する場合は 3 ヶ月前）までに申請しなければならない。

- (1) 留学先大学での身分および単位の取得可能性を示すもの
- (2) 留学先大学の大学案内および授業科目等の内容がわかるもの
- (3) 留学期間に履修する予定の授業科目等を記載した履修計画書

2 留学先大学が協定大学の場合は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類の添付は省略することができる。

(期間)

第 4 条 留学の期間は 6 ヶ月以上 1 年以内とする。ただし、特に事情があると認められる場合は、1 年以内に限り延長を許可することができる。

2 留学の期間は、通算して在学年限の 2 分の 1 を超えることができない。

(入学許可書の提出)

第 5 条 留学先大学の入学許可が得られた場合は、そのことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

2 留学先大学が協定大学である場合は、前項の規定は適用しない。

(授業料)

第 6 条 留学する者は、留学期間中、本学及び留学先大学の両方に授業料を納付しなければならない。ただし、授業料等相互不徴収の協定の締結がある大学については、その協定による。

(留学終了後の手続き)

第 7 条 留学が終了したときは、帰国の日から 1 ヶ月以内に履修報告書及び留学先大学が発行する成績証明書を学長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。